

令和7年度「輸出型地域商社育成・市場開拓業務委託」

に係る公募型プロポーザルに関する質問・回答

No.	質問	回答
1	伏木富山港等を活用した輸出はどこまでのレベルで要求されるのでしょうか？	伏木富山港の活用は本業務委託の必須要件ではありませんが、活用のアイデア等がありましたらご提案いただけると幸いです。
2	農林水産物及び食品に関する実績は、JV（ジョイントベンチャー）として一緒に取り組む会社が持っていれば実績としてみなしていただけるのでしょうか？	実施要領の「6 応募資格」のうち「農林水産物及び食品に関する輸出支援業務実績があること。」の業務実績には、JV（ジョイントベンチャー）全体の実績を含めていただいて構いません。
3	実施要領の2（4）の「企画金額は、企画提案において提示できる金額の上限であり、契約金額ではないこと。」は、これ以下の金額で企画を実施した場合には、その金額しか支払われないということでしょうか？	お見込みのとおりです。支払われる委託費の上限金額は、契約金額と実績額のいずれか小さい額です。
4	実施要領の2（4）の「ただし、委託料のうち500,000円について、PFS（成果連動型民間委託契約方式）分を含む」は、あくまで企画実施した成果報酬であり、成果によって残りの費用が支払われるという趣旨のものではないという理解でよいのでしょうか？	委託費の上限額は3,000,000円であり、このうち500,000円は（別紙2）に記載の成果指標に応じてお支払いするものであり、残る2,500,000円はご提案の内容をもとに、契約後の実績に応じてお支払いするものです。
5	県外の子会社を含む複数社でJV（ジョイントベンチャー）として取り組む場合、審査会には、代表社は現地参加とし、代表社以外の社がオンライン参加することは可能でしょうか？	可能です。ご参加の方法（ミーティングURLの事前送付等）については別途調整させていただきます。